

筑紫野市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱

(令和7年3月31日教育委員会要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校部活動の地域移行を始めとした児童、生徒等のスポーツ活動の充実を目指し、スポーツ指導者の育成と資質の向上及び筑紫野市(以下「市」という。)のスポーツ振興に資することを目的として、スポーツ指導者に関する資格の取得に必要な経費に対する助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資格)

第2条 助成金の交付の対象となる資格は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のうち、スタートコーチ(ジュニア・ユース)とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市に居住し、かつ、市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録されている者
- (2) 職業スポーツ従事者でない者
- (3) 市のスポーツ振興に寄与すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - イ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(助成金の額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び助成金の額は、第2条に掲げる資格の取得に要する受講料及び資料代の全額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該資格の更新に係る費用は、対象経費としない。

(交付の申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、筑紫野市スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、筑紫野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

- (1) 開催要項等取得する資格の内容、受講料等が分かるもの
- (2) 1年以内に発行された認定証の写し又はこれに類する書類
- (3) 対象経費の領収書等の写し
- (4) その他教育長が必要とする書類

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 教育長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認められる場合は筑紫野市スポーツ指導者資格取得助成金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、助成金を交付することが適当でない認められる場合は筑紫野市スポーツ指導者資格取得助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第7条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) その他教育長が不適当と認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。